

動物の愛護及び適正な飼養管理等に必要な施策を推進し、人と動物の共生する社会の実現を図ります。

1. 事業目的

- ① 改正動物愛護管理法が成立したことを踏まえ、改正事項等への対応に必要な調査・検討等を実施するとともに、犬猫へのマイクロチップ装着義務化に伴い必要となる情報登録システムを構築するほか、犬猫の殺処分数の削減に向け都道府県等が実施する動物収容・譲渡対策施設の整備補助等を行い、人と動物の共生する社会の実現を図る。
- ② 愛玩動物看護師の国家資格認定に係る体制整備に必要な調査・検討を行う。

2. 事業内容

- 動物愛護管理法改正を踏まえた必要な調査・検討等の実施
総合的な普及啓発、周知、各種基準・ガイドライン等の策定・見直し、改正事項や附則・附帯決議に基づく調査検討、ペット関連産業実態調査等
- 動物収容・譲渡対策施設の整備補助
都道府県等が実施する動物収容・譲渡施設の新築、改築、改修の事業等に対して、補助金を交付する。（補助率：1／2以内）
- マイクロチップ情報登録システムの構築
販売される犬猫へのマイクロチップ装着義務化に伴い、所有者情報の登録等を円滑に行う電子情報システムを構築する。
- 愛玩動物看護師の国家資格認定に係る体制整備
国家資格認定に係る体制整備に必要な調査・検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体／非営利団体／大学／研究機関
※動物収容・譲渡対策施設の整備補助については下記のとおり
 - 事業形態 直接補助事業、間接補助事業（補助率：1／2以内）
 - 補助対象 都道府県、政令市及び中核市、等

4. 事業イメージ

